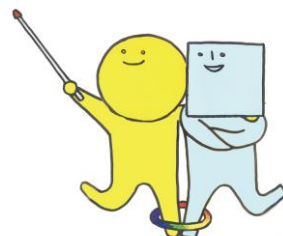


交通事故に遭われた世帯の児童を応援します!!

交通遺児家庭援護費支給事業のご案内

武蔵野市民社会福祉協議会(市民社協)では、武蔵野市に在住で、生計中心者が交通事故に遭われた18歳未満の児童のいる低所得世帯を対象に、援護費の支給を行っています。



市民社協キャラクター
あいあい

【対象要件】

交通事故により生計中心者が死亡、もしくは負傷による後遺障害^{※1}のため就労が困難な世帯で、18歳未満の児童のいる低所得世帯であること

※1 自動車損害賠償保障法施行令に定められた第1級、第2級、第3級の後遺障害に限ります。

【支給内容】

18歳未満の児童1人につき、年額42,000円を支給
(市内に在住していることを確認のうえ、半期ごとに支給します)

【必要書類】

- ①申請書(当会にて配布)
- ②交通事故証明書
- ③世帯全員が記載された住民票(発行日が直近のもの)
- ④世帯の収入証明書(源泉徴収票、確定申告書、課税証明書等)

※状況に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

【お申込み、お問い合わせは…】

社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会

武蔵野市吉祥寺北町1-9-1 (1階)

TEL : 0422-23-0701 FAX : 0422-23-1180

